

新潟県PTA共済約款

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| | 用語 | 定義 |
|---|---------|--|
| い | 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |
| か | 学校の管理下 | 以下の場合をいいます。 ① 児童生徒等が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 ② 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③ 上記の他、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 ④ 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合 |
| き | 共済金 | 死亡見舞金、後遺障害見舞金、入院及び手術見舞金、通院見舞金をいいます |
| | 共済期間 | 共済証書記載の共済期間をいいます |
| | 共済金額 | 共済証書記載の見舞金額をいいます |
| こ | 後遺障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます |
| し | 自動車 | 自動車又は原動機付自転車をいいます |
| | 手術 | 治療の方法として手術を受けた場合をいいます |
| | 手術見舞金 | 共済証書記載の手術見舞金をいいます |
| ち | 治療 | 医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます |
| つ | 通院 | 治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、又は、往診による治療を受けることをいいます |
| | 通院共済日額 | 共済証書記載の通院見舞金日額をいいます |
| に | 入院 | 治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます |
| | 入院共済日額 | 共済証書記載の入院見舞金日額をいいます |
| ひ | 被共済者 | 共済証書記載の被共済者をいいます |
| | PTA行事 | PTAが企画・立案し主催する又は共催する行事（主に新潟県内で実施されるもの）でPTA総会、運営委員会などPTA会則（注）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます （注）名称の如何を問いません |
| | PTAの管理下 | PTAの指揮、監督及び指導下をいいます |

(共済約款の適用)

第2条 この共済約款の規定は被共済者ごとに適用します。

(共済金を支払う場合)

第3条 当会は、被共済者が、共済期間中にP T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

2 前項のP T Aの管理下におけるP T A行事には、被共済者がP T A行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

(共済金を支払わない場合)

第4条 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となる傷害(児童・生徒の場合)
 - ② 共済契約者(注1)又は被共済者の故意又は重大な過失
 - ③ 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡見舞金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ④ 被共済者の自殺行為、けんか、犯罪行為又は闘争行為
 - ⑤ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態(注2)で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(注3)
 - ⑧ 地震、津波もしくは噴火など自然災害による被害
 - ⑨ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪ ⑨以外の放射性照射又は放射能汚染
 - ⑫ 脳疾患、疾病、心神喪失による傷害
 - ⑬ ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし職務として操縦する場合は除く)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中の傷害
 - ⑭ 自動車、オートバイ、モーターボートなどによる競技を行っている間の傷害
 - (注1) 共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 - (注3) 群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注4) 使用済燃料を含みます。
 - (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- 2 当会は、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。
- (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(死亡見舞金の支払)

- 第5条 当会は、被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡見舞金として死亡見舞金受取人に支払います。
- 2 PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に突然死した場合は、共済金額の全額を死亡見舞金として死亡見舞金受取人に支払います。
- 3 死亡見舞金受取人となる、被共済者の法定相続人が2名以上であるときは、当会は、法定相続分の割合により死亡見舞金を死亡見舞金受取人に支払います。
- 4 第25条（死亡見舞金受取人の変更）第5項の死亡見舞金受取人が2名以上である場合は、当会は、均等の割合により死亡見舞金を死亡見舞金受取人に支払います。

(後遺障害見舞金の支払)

第6条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害見舞金として被共済者に支払います。

$$\text{共済金額} \times \text{別表1に掲げる割合} = \text{後遺障害見舞金の額}$$

- 2 前項の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、前項のとおり算出した額を後遺障害見舞金として支払います。
- 3 別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会は身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害見舞金を支払います。ただし、別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)及び5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害見舞金を支払いません。
- 4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、その各々に対し、前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7.から9.までに掲げる上肢（注1）又は下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害見舞金は共済金額の60%をもって限度とします。
- （注1） 腕及び手をいいます。（注2） 脚及び足をいいます。
- 5 既に障害のあった被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の障害を被り、その直接の結果として新たに後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害見舞金を支払います。ただし、既存障害（注）がこの共済契約に基づく後遺障害見舞金の支払いを受けたものである場合は、次の割合により後遺障害見舞金を支払います。
- 加重された後の後遺障害の状態に対応する割合－既存障害に対応する割合＝適用する割合
- （注） 既にあった身体の障害をいいます。
- 6 前5項の規定に基づいて、当会が支払うべき後遺障害見舞金の額は、一共済期間に発生した事故について、共済金額をもって限度とします。

(入院及び手術見舞金の支払)

- 第7条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、入院見舞金を被共済者に支払います。また、手術を受けた場合は、種類に応じて定めた倍率を乗じた額を支払います。
- 2 前項の入院及び手術見舞金は、次の算式によって算出した額とします。
- ・ 入院見舞金日額 × 入院日数 = 入院見舞金の額
 - ・ 手術見舞金額 × 手術の種類に応じた倍率 = 手術見舞金の額
- 3 第1項の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師より「脳死した者の身体」との判定を受けた後、そ

の身体が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- 4 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院及び手術見舞金を支払いません。
- 5 被共済者が入院及び手術見舞金の支払いを受けられる期間中に更に入院及び手術見舞金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては入院及び手術見舞金を支払いません。

（通院見舞金の支払）

第8条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院見舞金として被共済者に支払います。ただし、平常の生活に支障がない程度に傷害が治った時以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

通院見舞金日額 × 通院した日数（注） = 通院見舞金の額

（注） 90日を限度とします。

- 2 当会は、前項の規定にかかわらず、前条の入院見舞金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 3 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 4 被共済者が通院見舞金の支払いを受けられる期間中にさらに通院見舞金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複して通院見舞金を支払いません。

（死亡の推定）

第9条 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合、又は遭難した場合において、その航空機又は船舶が行方不明になった日又は遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

（他の身体の障害又は疾病の影響）

第10条 被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、又は、同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- 2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったこと又は共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

（共済契約者の住所変更）

第11条 共済契約者が共済証書記載の住所又は通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

（共済契約の無効）

第12条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不当に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。

(共済契約の取消し)

第13条 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者の詐欺又は強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約者による共済契約の解除)

第14条 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第15条 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ① 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
 - ② 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
 - ③ ①及び②にかげものほかに、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、①及び②の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、前項①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第16条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約（注）を解除することを求めることができる。

- ① この共済契約（注）の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項①又は②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ ②のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、②の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ④ この共済契約（注）の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
（注）その被共済者に係る部分に限ります。
- 2 共済契約者は、前項①から④までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、当会に対する通知をもって、この共済契約（注）を解除しなければなりません。
（注）その被共済者に係る部分に限ります。
- 3 第1項①の事由がある場合は、その被共済者は、当会に対する通知をもって、この共済契約（注）を解除することができます。ただし、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
（注）その被共済者に係る部分に限ります。
- 4 前項の規定によりこの共済契約（注）が解除された場合は、当会は、遅滞なく、共済契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
（注）その被共済者に係る部分に限ります。

(共済契約解除の効力)

第17条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(共済掛金の返還—無効の場合)

第18条 共済契約が無効の場合には、当会は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第12条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—取消の場合)

第19条 第13条(共済契約の取消し)の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—解除の場合)

第20条 第15条(重大事由による解除)第1項の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

2 第14条(共済契約者による共済契約の解除)の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

3 第16条(被共済者による共済契約の解除請求)第2項の規定により、共済契約者がこの共済契約(注)を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

4 第16条(被共済者による共済契約の解除請求)第3項の規定により、被共済者がこの共済契約(注)を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

5 第18条から第20条(共済掛金の返還)の規定にかかわらず、被共済者と共済掛金の返還について返還しない旨合意がなされた場合はこの限りではありません。

(事故の通知)

第21条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済契約者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害の程度を当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたとき又は被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

2 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合は、共済契約者又は共済金を受け取るべき者は、その航空機又船舶が行方不明となった日又は遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明又は遭難発生の状況を当会に書面により通知しなければなりません。

3 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは前項の規定に違反した場合、又はその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の請求)

第22条 当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害の場合又はP T Aの管理下において突然死した場合

イ 死亡見舞金については、被共済者が死亡した時

- ロ 後遺障害見舞金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ハ 入院及び手術見舞金については、平常の生活ができる程度に治った時、第7条（入院及び手術見舞金の支払）第1項に該当しない程度に治った時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ニ 通院見舞金については、平常の生活に支障がない程度に治った時、通院見舞金の支払われる日数が90日に達した時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、特別の事情がある場合を除き、共済金請求権の発生した日から30日以内に、別表3に掲げる書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。
 - 3 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いを受けるべき者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
 - ① 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合、又は①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族
 - ③ ①及び②に規定する者がいない場合又は①及び②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は①の以外の配偶者（注）又は②以外の三親等内の親族
（注）法律上の配偶者に限ります。
 - 4 前項の規定による被共済者の代理人から共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。
 - 5 当会は、事故の内容又は傷害の程度に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出又は当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - 6 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合又は第2項、第3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

（共済金の支払時期）

- 第23条 当会は、特別な事由がない限り請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無及び被共済者に該当する事実
 - ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過及び内容
 - ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効又は取消の事由に該当する事実の有無
（注）被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続きを完了した日をいいます。
- 2 共済金の支払いは、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いて、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(時効)

第24条 共済金請求権は、第22条（共済金の請求）第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(死亡見舞金受取人の変更)

第25条 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申出により死亡見舞金受取人を変更することができます。

2 前項の規定による死亡見舞金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨を当会に通知しなければなりません。

3 前項の規定による通知が当会に到着した場合には、死亡見舞金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会に到着する前に当会が変更前の死亡見舞金受取人に共済金を支払った場合は、その後の共済金の請求を受けても、当会は共済金を支払いません。

4 第1項の規定により、死亡見舞金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。

5 死亡見舞金受取人が被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡見舞金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡見舞金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

6 共済契約者は、死亡見舞金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、又は変更することは出来ません。

(共済契約者の変更)

第26条 共済契約締結の後、共済契約者は、当会の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。

2 前項の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(共済契約者又は死亡見舞金受取人が複数の場合の取扱い)

第27条 この共済契約について、共済契約者又は死亡見舞金受取人が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者又は死亡見舞金受取人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が明らかでない場合には、共済契約者又は死亡見舞金受取人の中の1名に対して行う当会の行為は、他の共済契約者又は死亡見舞金受取人に対しても効力を有するものとします。

3 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される共済約款に関する義務を負うものとします。

(訴訟の提起)

第28条 この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(共済金の削減・支払限度)

第29条 特別な災害その他の事由により共済契約に係る所定の共済金を支払うことが出来ない場合には、社員総会の決議を経て共済金の削減を行うことがあります。その支払いの限度は、当該年度の剰余金と過年度の準備金及び各種準備金等を合わせた額とします。

(準拠法)

第30条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。また、当会は、共済事業の一部を損害保険会社と提携して行うため、その損害保険会社の規定にも準拠します。

別表1 後遺障害見舞金支払区分表

| 障 害 の 種 類 ・ 程 度 | 支払率(%) |
|---|--------------------------|
| 1. 目の障害 (1) 両眼が失明した場合 (2) 1眼が失明した場合 (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 (4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となった場合 | 100% 60% 5% 5% |
| 2. 耳の障害 (1) 両耳の聴力を全く失った場合 (2) 1耳の聴力を全く失った場合 (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 | 80% 30% 5% |
| 3. 鼻の障害 (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 | 20% |
| 4. 咀嚼、言語の障害 (1) 咀嚼又は言語の機能を全く廃した場合 (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残す場合 (3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残す場合 (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 | 100% 35% 15% 5% |
| 5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状 (1) 外貌に著しい醜状を残す場合 (2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残す場合 | 15% 3% |
| 6. 脊柱の障害 (1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動機能障害を残す場合 (2) 脊柱に運動機能障害を残す場合 (3) 脊柱に変形を残す場合 | 40% 30% 15% |
| 7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 (1) 1腕又は1脚を失った場合 (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃した場合 (3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 (4) 1腕又は1脚の機能に障害を残す場合 | 60% 50% 35% 5% |
| 8. 手指の障害 (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 | 20% 15% 8% 5% |

| | |
|--|------|
| 9. 足指の障害 | |
| (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 | 10% |
| (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 | 8% |
| (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 | 5% |
| (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 | 3% |
| 10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 | 100% |
| (注1) 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。 | |
| (注2) 関節等の説明図 | |
| | |

別表2 第6条（後遺障害見舞金の支払い）第5項の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
 2. 両耳の聴力を全く失った場合
 3. 両腕（手関節以上をいう）を失った場合又は両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 4. 両脚（足関節以上をいう）を失った場合又は両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 5. 1腕を失ったか又は3大関節中の2関節もしくは3関節中の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったか又は3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- (注1) 3. 及び4. の規定中「手関節」及び「足関節」については別表1・注2の関節等の説明図によります。
- (注2) 3. 及び4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 共済金請求書類

(注) 共済金を請求する場合は、○を付した書類のうち、当会が求めるものを提出しなければなりません。

| 提出書類 \ 種類 | 死 亡 | 後遺障害 | 入 院 手 術 | 通 院 |
|---|-----|------|------------|-----|
| 1. 共済金請求書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 当会の定める傷害状況報告書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 医師の診断書 | | ○ | ○ | ○ |
| 4. 死亡診断書又は死体検案書 | ○ | | | |
| 5. 公の機関の事故証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6. 後遺障害もしくは障害の程度又は手術の内容を証明する医師の診断書 | | ○ | ○ | ○ |
| 7. 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類 | | | ○ | ○ |
| 8. 死亡見舞金受取人の印鑑証明書 | ○ | | | |
| 9. 被共済者の印鑑証明書 | | ○ | ○ | ○ |
| 10. 被共済者の戸籍謄本 | ○ | | | |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡見舞金受取人の指定がない場合） | ○ | | | |
| 12. 委任を証する書類及び委任を受けた者の印鑑証明書（第三者に委任する場合） | ○ | ○ | ○ | ○ |

別表4 手術見舞金の支払基準

| 手術（注）の分類 | 対象となる手術 | 倍率 |
|--------------------------------|--|----|
| 1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く） | ①植皮術（25cm ² 未満は除き、癒痕拘縮形成術を含む） | 20 |
| 2. 筋、腱、腱鞘の手術 | ①筋、腱、腱鞘の観血手術 | 10 |
| 3. 四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く） | ①四肢関節観血手術、靭帯観血手術 | 10 |
| 4. 四肢骨の手術（抜釘術を除く） | ①四肢骨観血手術 | 10 |
| | ②骨移植術（四肢骨以外の骨を含む） | 20 |
| 5. 四肢切断、離断、再接合の手術 | ①手指、足指を含む四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの） | 20 |
| | ②手指、足指を含む切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの） | |
| 6. 手足の手術 | ①指移植手術 | 40 |
| 7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術 | | 10 |
| 8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む） | ①脊柱・骨盤観血手術 | 20 |

| | | | |
|--------------------|---------------------------------------|---------------|----|
| 9. 頭蓋、脳の手術 | ①頭蓋骨観血手術（鼻骨、鼻中隔を除く） | 20 | |
| | ②頭蓋内観血手術（穿頭術を含む） | 40 | |
| 10. 脊髄、神経の手術 | ①神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術） | 20 | |
| | ②脊髄硬膜内外観血手術 | 40 | |
| 11. 涙嚢、涙管の手術 | ①涙嚢摘出術 ②涙嚢鼻腔吻合術 ③涙小管形成術 | 10 | |
| 12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 | ①眼瞼下垂症手術 ②結膜嚢形成術 | 10 | |
| | ③眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術 ④眼窩骨折観血手術 | 20 | |
| | ⑤眼窩内異物除去術 | 10 | |
| | | | |
| 13. 眼球・眼筋の手術 | ①眼球内異物摘出術 | 20 | |
| | ②レーザー・冷凍凝固による眼球手術 | 10 | |
| | ③眼球摘出術 ④眼球摘除及び組織または義眼台充填術 | 40 | |
| | ⑤眼筋移植術 | 20 | |
| | | | |
| 14. 角膜・強膜の手術 | ①角膜移植術 | 20 | |
| | ②強角膜瘻孔閉鎖術 | 10 | |
| | ③強膜移植術 | 20 | |
| 15. ぶどう膜、眼房の手術 | ①観血的前房・虹彩異物除去術 ②虹彩癒着剥離術 | 10 | |
| | ③緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. ②に該当する） | 20 | |
| | | | |
| 16. 網膜の手術 | ①網膜剥離症手術 ②網膜光凝固術 ③網膜冷凍凝固術 | 20 | |
| 手術（注）の分類 | 対象となる手術 | 倍率 | |
| 17. 水晶体、硝子体の手術 | ①白内障・水晶体観血手術 ②硝子体観血手術 ③硝子体異物除去術 | 20 | |
| | 18. 外耳、中耳、内耳の手術 | ①観血的鼓膜・鼓室形成術 | 20 |
| | | ②乳突洞解放術、乳突切開術 | 10 |
| ③中耳根本手術 ④内耳観血手術 | | 20 | |
| | | | |
| 19. 鼻・副鼻腔の手術 | ①鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く） ②副鼻腔観血手術 | 10 20 | |
| | | | |
| 20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 | ①気管異物除去術（開胸術によるもの） ②喉頭形成術、気管形成術 | 40 | |
| 21. 内分泌器の手術 | ①甲状腺、副甲状腺の手術 | 20 | |
| 22. 顔面骨、顎関節の手術 | ①頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものは除く） | 20 | |
| 23. 胸部、食道、横隔膜の手術 | ①胸郭形成術 | 20 | |
| | ②開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術 | 40 | |
| | ③胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう） | 10 | |

| | | |
|-------------------------|--|----|
| 24. 心、脈管の手術 | ①観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く） | 20 |
| | ②大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの） | 40 |
| | ③開心術 | |
| | ④その他開胸術を伴うもの | |
| 25. 腹部の手術 | ①開腹術を伴うもの | 40 |
| 26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 | ①腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く） | 40 |
| | ②尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く） | 20 |
| | ③尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く） | |
| | ④陰茎切断術 | 40 |
| | ⑤辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 | 20 |
| | ⑥卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術、経膈操作は除く） | |
| | ⑦膣腸瘻閉鎖術 | |
| | ⑧造膣術 | |
| | ⑨膣壁形成術 | |
| | ⑩副腎摘出術 | 40 |
| | ⑪その他開腹術を伴うもの | |
| 27. 上記以外の手術 | ①上記以外の開頭術 | 40 |
| | ②上記以外の開胸術 | |
| | ③上記以外の開腹術 | |
| | ④上記以外の開心術 | |
| | ⑤ファイバースコープまたは血管・バスケットカテテルによる脳・咽頭・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査、処置は除く） | 10 |

（注）上記の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。